

福岡県公報

令和6年12月24日
第559号

目次

告示 (第809号 - 第828号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○道路の区域の変更の訂正告示	(道路維持課)	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	4
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課)	4
○特定都市河川及び特定都市河川流域の指定	(河川整備課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	7

公 告

○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課)	7
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	7
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	8
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	8
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行財政支援課)	9

雑 報

○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	9
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	10
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	10
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	10
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	11
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	11
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	12
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	13
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	13
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	14
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	14
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	14
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	15
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	15
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課)	16

告 示

福岡県告示第809号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年3月福岡県告示第294号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田熊5丁目(a)	宗像市田熊五丁目及び平井一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第810号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第295号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田熊5丁目(a)	宗像市田熊五丁目及び平井一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第811号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田熊5丁目-1	宗像市田熊五丁目及び平井一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第812号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田熊5丁目-1	宗像市田熊五丁目及び平井一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第813号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年3月福岡県告示第192号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地島小学校	宗像市地島（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第814号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第193号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
地島小学校	宗像市地島（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第815号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 6 年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地島小学校	宗像市地島（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第816号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
地島小学校	宗像市地島（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第817号

道路の区域の変更（平成27年8月福岡県告示第658号）において、区間に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	遠 賀 宗 像 自 転 車 道	前	宗像市田野734番157先から 宗像市江口599番3先まで	4.0 ～ 8.6	186.4
			後	宗像市田野734番157先から 宗像市江口599番3先まで	4.0 ～ 8.6	186.4
			後	宗像市田野734番157先から 宗像市江口599番3先まで	3.5 ～ 8.6	186.4

福岡県告示第818号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

京築広域都市計画道路を変更（京築広域都市計画道路3・3・55-1号 国道201号バイパス線の追加）

福岡県告示第819号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和6年12月福岡県告示第764号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する苅田町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

苅田町役場

蛭谷 孫太郎

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更すること。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年12月福岡県告示第764号によること。

福岡県告示第820号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和6年12月福岡県告示第765号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年

法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属するみやこ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

みやこ町役場

山本 末吉

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更すること。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年12月福岡県告示第765号によること。

福岡県告示第821号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第4項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定するので、同条第10項の規定により公示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定都市河川

名称	区 間	
	上流端	下流端
下弓削川	左岸 久留米市御井旗崎三丁目6番1地先 右岸 久留米市山川杵形町2番9地先	筑後川への合流点
金丸川	左岸 久留米市花畑三丁目18番1地先 右岸 久留米市花畑三丁目17番2地先	筑後川への合流点
池町川	左岸 久留米市東町30番19地先 右岸 久留米市東町33番18地先	金丸川への合流点

2 特定都市河川流域

次の図面の赤色枠で囲まれた区域

（「次の図面」は、省略し、その図面を福岡県県土整備部河川整備課及び久留米県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 指定年月日

令和6年12月24日

福岡県告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 宗 像 線	前	鞍手郡鞍手町大字新延1814番19先から 鞍手郡鞍手町大字新延1607番30先まで	7.2 ～ 14.7	156.6
			後	鞍手郡鞍手町大字新延1814番19先から 鞍手郡鞍手町大字新延1607番30先まで	11.4 ～ 14.7	156.6
			後	鞍手郡鞍手町大字新延1814番19先から 鞍手郡鞍手町大字新延1607番30先まで	9.0 ～ 28.1	167.3

福岡県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	夏 吉 直 方 線	前	田川郡福智町上野2619番2先から 田川郡福智町上野2485番11先まで	9.4 ～ 13.3	216.0
			後	田川郡福智町上野2619番2先から 田川郡福智町上野2485番11先まで	9.4 ～ 13.3	216.0

福岡県告示第824号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市大分字三郡山2795の2、2795の3、字河へら2796から2798まで、2800、2806の1、内住字中來603

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第825号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市山田字竹山口1476の1、1477
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字竹山口1476の1・1477（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第826号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市内住字橋詰2595

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第827号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡宇美町大字炭焼字本村谷右1081
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本村谷右1081（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第828号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成31年3月福岡県告示第168号遠賀広域都市計画下水道事業芦屋町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

芦屋町

2 都市計画事業の種類及び名称

遠賀広域都市計画下水道事業芦屋町公共下水道

3 事業施行期間

昭和48年4月1日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第538号	力 亮介	築上郡上毛町 大字ハツ並236 - 1	種穂（採取） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	力 亮介	築上郡上毛町 大字ハツ並236 - 1

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和6年12月12日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
松蔭技建	京都郡刈田町大字稲光 848	松蔭 静雄	令和4年7月16日 福岡県知事許可（般-4） 第74299号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和6年12月26日から令和7年1月26日までの32日間

4 処分の原因となった事実

松蔭技建は、福岡県及び苅田町発注の公共工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、自らが請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせた。

また、同工事において、事実と異なる下請内容を記載した虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

以上のことは、建設業法第28条第1項第2号及び第4号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和6年12月12日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社清翔産業	行橋市大字中津熊328-12	松蔭 忠和	令和3年1月20日 令和4年1月31日 福岡県知事許可（特・般-2・3） 第57844号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和6年12月26日から令和7年1月9日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社清翔産業は、苅田町発注の公共工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、元請業者である松蔭技建から土木工事を一括して請け負った。

このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和6年12月12日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社みらい	京都府苅田町大字稲光1333-1	松蔭 忠幸	令和3年4月22日 福岡県知事許可（般-3） 第65795号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和6年12月26日から令和7年1月9日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社みらいは、福岡県発注の公共工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、元請業者である松蔭技建から土木工事を一括して請け負った。

このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字東野2402番15及び2402番28から2402番31まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市原田四丁目2番地10

悠建築工房株式会社

代表取締役 穴見 駿佑

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、糸島市泊土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任した理事

氏名	住所
箕田 秀義	糸島市泊232番地3

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで福岡県住民基本台帳法施行細則（平成14年福岡県規則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興都市町村振興局行政支援課に備え置きます。

令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和6年福岡県条例第50号）等の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条第1項に規定する意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

令和6年12月24日

雑報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 名称 第2487回西日本宝くじ
- 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 40組
- 証票金額 1枚 100円
- 発売期間 令和7年4月1日から

令和7年4月22日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 173,800,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,396,380円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 39,000,000円
- 9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2488回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和7年4月1日から
令和7年4月15日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 95,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 19,602,000円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,860,000円
- 9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2489回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和7年4月16日から
令和7年4月29日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 95,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 19,723,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,860,000円
- 9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称 | 第2490回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証票金額 | 1枚 100円 |
| 4 発売期間 | 令和7年4月23日から
令和7年5月6日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 107,400,000円 |
| 6 委託対象事務 | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 17,119,190円 |
| 8 その他発売経費 | 発売総額に対し 24,375,000円 |
| 9 受託申請期限 | 令和7年1月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称 | 第2491回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
150万通 |
| 3 証票金額 | 1枚 200円 |
| 4 発売期間 | 令和7年4月23日から
令和7年5月13日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 142,500,000円 |
| 6 委託対象事務 | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,568,000円 |
| 8 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,140,000円 |
| 9 受託申請期限 | 令和7年1月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 第2492回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
150万通 |
| 3 証票金額 | 1枚 200円 |
| 4 発売期間 | 令和7年5月14日から
令和7年6月10日まで |

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 142,500,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,634,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,140,000円
- 9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2493回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証券金額 1枚 100円
- 4 発売期間 令和7年5月28日から
令和7年6月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 134,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,542,390円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 29,250,000円

- 9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2494回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証券金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和7年6月7日から
令和7年6月24日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 32,428,440円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 45,050,000円
- 9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2495回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和7年6月18日から
令和7年7月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,595,190円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 29,250,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2496回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年6月25日から
令和7年7月10日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 268,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 38,913,490円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 54,060,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2497回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年6月25日から
令和7年7月15日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 142,500,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,267,600円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,140,000円
- 9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2498回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和7年7月16日から
令和7年8月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,446,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,520,000円
- 9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2499回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 令和7年8月6日から
令和7年8月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 124,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,542,390円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 29,250,000円
- 9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2500回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年8月13日から
令和7年8月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 142,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,650,500円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,140,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2501回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円

1組10万通 35組

- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年9月3日から
令和7年9月18日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 315,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,768,140円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 63,070,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2502回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年9月10日から
令和7年9月30日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 95,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 19,729,600円

8 その他発売経費 発売総額に対し 12,860,000円

9 受託申請期限 令和7年1月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年12月24日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2503回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

3 証 票 金 額 1枚 100円

4 発 売 期 間 令和7年9月24日から

令和7年10月14日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 107,300,000円

6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 17,097,630円

8 その他発売経費 発売総額に対し 24,375,000円

9 受託申請期限 令和7年1月14日